

第2章 政府/自治体

電子政府

前提となる行政手続きの電子化と個人情報保護 大量の個人情報を扱うシステムと法整備も重要

評価はこれから「小泉内閣メルマガ」

中央政府とインターネットをめぐる2001年度最大の話題は、何といっても「小泉内閣メールマガジン」の創刊であろう。創刊後まもなく200万を超える購読者を獲得し、官僚作文ではなく小泉首相の「生の声」を伝えるスタイルの文体のメッセージは新鮮な印象を与えた。

受信者の手元に直に届けられる電子メールという伝達手段を使い、マスメディアという社会的な情報の流通をおさえる組織を介さずに、発信者が内容をすべて確定して伝えることができるのがメールマガジンである。これまでどちらかというと、草の根の、従来は社会的な発信手段を持たなかった人々に活用されてきたこのメディアを、内閣という国の行政権を行使する責任主体が使うということは、これまでになかった形の政治コミュニケーションのあり方なのである **Jump01**。

かつてラジオ放送の初期に、米国のF・D・ルーズベルト大統領が「炉辺談話」という、「演説」とはまったく違う新しいコミュニケーションのスタイルを編み出した。放送の時代の政治コミュニケーションがここから始まるといわれる。インターネットという双方向の直接的なメッセージ交換のできる時代の政治コミュニケーションの誕生がここに見られるのかもしれない。ただし、新しいコミュニケーションスタイルの出現がつねに望ましいこととは限らない。炉辺談話についても、民主主義にとってプラスだったか否か、評価が定まっているわけではない。メールマガジンを使っての「ホンネトーク」というコミュニケーションスタイルも、その評価が問われるのはまだこれからだろう。

行政手続きの電子化と個人情報保護

2001年度は、e-Japan重点計画を実施

する初年度にあっていた。重点計画にはさまざまな項目が盛り込まれていたが、電子政府関係については、何よりもまず制度的な整備を進めなければ具体的な電子政府の推進作業に入れないという事情があった。

1つは、既存の法律が紙の存在を当然の前提として手続きを定めているため、行政手続きの電子化を進めるうえで障壁となっているという事情である。2001年度には、まずこの問題を克服するための法改正の検討が行われた。1つ1つの法律を改正するのではなく、1つの「通則法」によって、既存の法律の紙を前提とした手続きの規定を、電子的情報にもあてはめて解釈できるようにするとの方針が確定している。ただし、2001年度中には法案の確定に至っていない。

もう1つは、個人情報の保護制度の整備である。行政の仕事を効率化するためには、いろいろな部門で入手して業務に活用しているさまざまな個人情報を、コンピュータとネットワークを使って相互に参照することが効果的である。

従来は、本人であることを確認するための住民票の写しと、所得を確認するための納税証明を添付して、福祉の窓口でサービスの申請をするといったことが普通に行われていた。申請する市民は、別々の窓口に行って、手数料を払って証明のための書類を発行してもらわねばならないし、福祉の窓口では、いったん紙になって入ってきた情報を、あたためて福祉業務のためのシステムに入力し直すといった二度手間をかけていたのである。

ところが、納税のための必要に応じて申告した所得に関する情報や、福祉サービスを受けるために申請した身体の状態についての情報などが、知らない間にどんどん相互に参照され、自分についての情報が簡単に集約されてしまうということになると、プライバシーの保護の面で重

大な問題になる。

とくに、2002年8月5日には、住民登録をしている全国民に住民基本台帳番号が付され、それを全国で相互につなぐネットワークシステムが稼働する。このように、個人を特定するための鍵となる番号が流通すると、これまでばらばらに分散していた個人情報が容易に集約できるようになる。そのため、個人情報保護のための法整備が必要となり、個人情報保護法、行政機関保有個人情報保護法、特殊法人等保有個人情報保護法など、一連の法案が国会に提出されている。

このうち、民間企業なども個人情報の保護義務を負う個人情報保護法については、報道や言論の自由を侵害するおそれがあるという問題点が指摘され、他のいわゆる「メディア規制法案」とともに論議的になっており、原案のまま可決される可能性は低い。

民間企業による商業目的の個人情報の利用も、情報処理技術の発達にともなって高度化しており、それに一定のルールを設けることは、現代において不可欠の政策課題だが、言論の自由は民主主義の基盤であり、また、コミュニケーションの社会的な意義に直結する問題だ。現時点の日本社会では、この2つの必要に、どういったバランスで対応していくのか、徹底した議論が必要である。

システム面の基盤整備と法整備の穴

法制度の基盤とともに、システム面での基盤の整備も必要である。たとえば、行政手続きに活用するためには、電子情報を発信した組織や人の本人確認が不可欠である。まず2001年度に自治体や政府機関の組織としての認証基盤を整備し、ついで、個人についての公的認証の制度を整備すべく法案が準備されつつある。

一般市民からの申請などはインターネ

ットを通して国や自治体の窓口が届くことになるが、国と自治体との間、自治体同士の間の連絡手段として、総合行政ネットワークの整備も始まっている。2001年度には、全都道府県と政令指定都市が接続し、国の省庁をつなぐネットワーク電々関WANとの相互接続も2002年4月に実現された。2003年度末までにははすべての自治体が接続する予定となっている。

総合行政ネットワークと電々関WANは、インターネット技術を使ったネットワークだが、政府と自治体の間のみをつないでいる。外部からの侵入ができない閉域ネットワークを構築することで、漏洩や改ざんなどのリスクの小さい、業務用に使えるネットワークを構築するという考え方にもとづくものである。

ところで、先にあげた住民基本台帳ネットワークの全国センターと総合行政ネットワークの運営は、ともに「地方自治情報センター」という財団法人が総務大臣の指定を受けて担当することになっている。全国の住民基本台帳のデータや、国と自治体との間にしか流れないという想定で総合行政ネットワークを流れる情報が、この財団法人によって管理されるネットワークやサーバーで取り扱われることになる。ところが、政府や自治体には、それぞれが扱う個人情報保護のための法律や条令が整備されていたり、今後される見込みであったりするのに対して、この財団法人についての個人情報保護のための特段の法的な規定は存在しないのである。個人情報保護法が今後成立すれば、その適用を受けることにはなるが、この法律は企業なども含めて基本的には誰もが守るべき個人情報保護のルールを定めるものにすぎない。公共サービスに関連して大量の個人情報を業務として取り扱う、この財団のような存在に対しては、国民によるより厳密なコントロールが必要である。現時点ではここに法整備の穴があるとしかいいようがない。この点について、日弁連が特別法によるチェックの制度が整えられるまでは住民基本台帳ネットワークの稼働を延期すべきだという意見



図1 小泉総理および閣僚の声が週1回届く「小泉内閣メールマガジン」

書も発表している **Jump02**。

「e!プロジェクト」でショーケース作り

e-Japan 重点計画の主要項目は、2001年度の補正予算などによって重点的に財源の裏付けを得、具体的に動き始めている。また、2002年度予算における重点プロジェクトを具体的に定める「e-Japan 2002プログラム」が2001年6月にIT戦略本部で決定され、これに沿って編成された2002年度予算のもとで各省がIT政策を展開している。

e-Japan 重点計画は多方面にわたるもので、実際は各省がそれぞれの所掌の範囲で想定できる限りのIT政策を展開している。いまや行政の仕事でコンピュータやネットワークを使わずに進められるものはほとんどないので、電子政府の構築はすべての行政分野で広く薄く分散して展開され、焦点が見えにくくなっている。しかし、そのなかでe-Japan戦略が定めた「世界最先端のIT国家」のイメージを具体化するためには、もっとはっきりと目に見える形の「2005年に実現される世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するショーケース」が必要である。そこで「e!プロジェクト」が構想され、未来社会を実感できるサンプルが構築されつつある。たとえば、国際空港で高速無線インターネット環境を提供するなど、2002年のFIFAワールドカップで来日した人にIT先進国ぶりを示そう、というような事業が展開されている。



図2 電子政府の総合窓口

政治宣伝ではなく説明責任を

このように、小泉内閣メールマガジンやe!プロジェクトのような、見えやすいスタイルでアピールしてくる電子政府の活動と、さまざまな法整備や、行政内部のシステムの整備などの、一般市民には見えにくいところで進む基盤整備が並行して進んでいる。そして一般の人々にとっては、生活実感の面でいまひとつ電子政府というものが感じ取れないというのが、現在の状況だろう。

ところで、いまの段階で大切なのは、いかにしっかりとした、そして、個人情報侵害や、報道の自由の制約などの「副作用」の少ない、法的・システムの基盤を作っておけるかということである。具体的な感覚のともなわれない理念的な議論も、その点では必要不可欠となる場面が出てくる。政府の側にも、見えやすい、ムードに頼った政治宣伝ではなく、説明責任を確保するような言論が求められる。それを受けて、社会的な議論が活発に展開されなければならない。

電子政府化への方向性はすでに定まっているが、いまの段階ならば、基礎づくりのなかで、問題点を正すことがまだ可能である。ここ1、2年はその意味で、決定的な重要性をもつ時期なのである。

(廣瀬克哉 法政大学法学部教授)

Jump01 www.kantei.go.jp/jp/m-magazine/
Jump02 www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/02/2002_9.html



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp